

石岡市と麗澤大学との包括連携に関する協定書

石岡市（以下「甲」という。）と麗澤大学（以下「乙」という。）とは、相互連携を強化し、地域社会の発展と市民サービスの更なる向上を推進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に密接に連携することにより、それぞれの資源を有効に活用した協働活動の推進及び学術研究機能の向上に寄与することを目的とする。

（連携項目等）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携し協力する。

- (1) 観光分野に関すること。
- (2) 人材育成・教育分野に関すること。
- (3) 文化の振興に関すること。
- (4) DX推進分野に関すること。
- (5) 地域の国際化に関すること。
- (6) GX推進分野に関すること。
- (7) まちづくりに関すること。
- (8) その他、市政振興に関すること。

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を実施するにあたり、随時、協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、乙の行い得る範疇で、甲及び乙の合意の上、決定する。

3 活動に係る経費の負担については、個別事業ごと甲及び乙の協議の上定めるものとする。

4 第1項各号に定める連携事項を推進するにあたり、甲及び乙は、事業者、その他団体等との連携が図られるよう努めるものとする。

5 甲及び乙は、本協定の目的を達成するため、第1項各号に定める連携事項を自らの責任において誠実に遂行するものとする。この限りにおいて、相手方から提供を受けた情報等に誤り等があった場合でも、互いに損害賠償を求めないものとする。

（協定内容の変更）

第3条 甲及び乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から翌年3月31日までとする。ただし、有効期間終了の日の1か月前までに、甲又は乙から更新しない旨の書面による申出がなければ、本協定を1年間更新するものとし、以後同様とする。

2 甲又は乙のいずれかが本協定の解除を希望する場合は、有効期間満了の1か月前までに書面をもって相手方に通知することで、本協定を解除することができる。この際、甲又は乙は、相手方に対して、本協定の解除に関して賠償を求めない。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、本協定に基づく事業の検討及び実施において知り得た秘密事項を、本協定の期間中及び期間終了後を問わず、第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。

2 甲及び乙は、前項の情報を本協定の目的外に利用してはならない。ただし、事前に書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

（疑義等の決定）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈につき疑義が生じたときは、甲及び乙の協議の上、これを定めるものとする。

本協定を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を所持する。

令和6年7月3日

甲 茨城県石岡市一丁目1番地1
茨城県石岡市長 谷島 洋司

乙 千葉県柏市光ヶ丘2丁目1番1号
麗澤大学 学長 徳永 澄憲